

## 総 説

## 歯科衛生士の歯科衛生士による歯科衛生士 のための教育を目指して

下河辺 宏 功

明倫短期大学 歯科衛生士学科

The Education of the Dental Hygienists by the Dental Hygienists for the Dental Hygienists

Hirokata Shimokobe

*Department of Dental Hygiene and Welfare, Meirin College*

口腔の健康状態は、QOL（生活の質）を大きく左右する。したがって国民の口腔保健に携わる歯科衛生士の責任は重い。ところが、歯科衛生士教育は、今、岐路に立たされている。高齢社会の到来や科学技術の急速な進歩の中で歯科衛生士の教育の内容は著しく増大、高度化した。その結果、現行の歯科衛生士学校養成所指定規則の修業年限2年以上を3年以上に改正する必要が生じた。しかし、現在、この3年制をめぐって歯科衛生士教育は大きく揺れ動いている。本稿では歯科衛生士教育の経緯を踏まえ、3年制をめぐる諸問題そして今後の歯科衛生士の教育の在り方について私見を述べた。

**キーワード：**教育、歯科衛生士、3年制

**Key words :** Education, Dental hygienist, 3-year education system

### 1. はじめに

口腔の健康状態は、QOL（生活の質）を左右する大きな要素である。したがって国民の口腔保健に携わる歯科衛生士の責任は重い。ところが、歯科衛生士教育は、今、岐路に立たされている。

歯科衛生士教育が始まって約50年が経過した。この間、少子高齢社会の到来、歯科医療に対する国民のニーズの多様化、介護保険制度の導入など歯科医療を取り巻く環境は大きく変わり、口腔疾病構造の変化や医療技術の急速な進歩とあいまって、歯科衛生士教育の内容は著しく増大、高度化した。その結果、教育課程は過密化し2年の教育期間では対応が困難となった。

厚生省（現厚生労働省）は、平成10年9月に「歯科衛生士の資質の向上に関する検討会」を設置し<sup>1)</sup>対応策について検討を始めた。ここに浮上したのが2年制から3年制への教育年限の延長問題である。しかし、厚生労働省からの働きかけにもかかわらず法改正は遅々として進展しなかった。この背景には歯科医師会

や歯科衛生士養成校の間に不協和音があったのである。

18歳人口は年々減少し、2009（平成21）年の全入時代<sup>2)</sup>を目前に控えて、多くの大学・短大は定員割れに陥り学生集めに必死になっているが、このような中にあっても、全国の養成校の動向調査<sup>3)</sup>が示すように、3年制移行は時代の潮流と思われる（表1）。

表1. 経営母体別移行の現状

	国公立	社団法人	医療法人	財團法人	医療法人	合計
すでに移行		2	0		2	4
平成15年		1			3	4
平成16年	1	3			1	5
平成17年					5	5
小計	1	6	0	0	11	18
平成18年	1	6			6	13
その他	8	15	5	3	19	50
廃科	1					1
小計	10	21	5	3	25	64
検討していない	8	10	3	2	20	43
合計	19	37	8	5	56	125

全国歯科衛生士教育協議会資料<sup>3)</sup>より

今まで歯科衛生士教育は歯科医師主導で進められ、歯科衛生士は歯科医師に対して従属的立場においていた。これからは、歯科衛生士は国民の健康を担うこの素敵な職業に自信と誇りをもって、国民に口腔保健の大切さを訴えていかねばならない。また、コ・ワーカとして歯科医師と対等に交渉できる実力をもたねばならない。実力を養うためには先ず自らの資質の向上をはかり、歯科衛生士による歯科衛生士の再生産を実現していくことである。

以下、歯科衛生士教育の経緯を踏まえ、3年制の問題および今後の教育の在り方について日頃考えていることを述べてみたい。

## 2. 歯科衛生士教育の経緯とその周辺

### 1) 歯科衛生士制度の制定

1945（昭和20）年の終戦当時、歯科医師は治療に追われ、予防対策にまで手を広げる余裕はなかった。また、予防対策に当たる歯科医師以外の専門職もない状態であった。その頃、欧米では既に Dental Hygienist（歯科衛生士）が養成されており歯科疾患の予防業務に従事していた。GHQの指導のもとで1948（昭和23）年7月に制定された歯科衛生士法は歯科衛生士の資格を定め、歯科疾患の予防および口腔衛生の向上を図ることを目的としており、免許については文部大臣の指定した歯科衛生士学校又は厚生大臣指定の養成所を卒業した後、厚生大臣の行う歯科衛生士試験に合格した者に与えられることとされた<sup>4)</sup>。

1955（昭和30）年、歯科衛生士法は改正され、歯科衛生士が業として歯科診療の補助を行うことが新たに加わり、今日の歯科衛生士の三大業務、歯科保健指導、歯科予防処置、歯科診療補助の礎が整った<sup>5)</sup>。

### 2) 歯科衛生士学校養成所指定規則の公布

歯科衛生士法に基づき、1950（昭和25）年に歯科衛生士学校養成所指定規則が公布された。歯科衛生士の教育は、当初から修業年限2年が要望されたが、諸般の情勢から1年の教育課程としてスタートした<sup>6)</sup>。

1983（昭和58）年に本規則が改正され2年制課程の教育が実施された。その後、教育年限の検討は、1999（平成11）年5月、厚生省（現厚生労働省）が「歯科衛生士の資質の向上に関する検討会」の意見書を取りまとめるまで表舞台に登場しなかった。同検討会を受けて同検討会作業委員会からカリキュラムの大綱化と単位制の導入が「歯科衛生士養成施設における新たなカリキュラム」として示され、規則の改正、即ち3年制化が論議されるようになり今日に至っている<sup>7)</sup>。

## 3. 3年制は国民の声

### 1) 3年制の背景

高齢社会の到来は、さまざまな疾患をもつ患者の増加とあいまって居宅での対応の必要性を高めた。さらに継続的な指導管理の必要性、定期的に来院する患者の増加、訪問診療の増加あるいは地域社会における保健医療サービスの要望が生じ、歯科衛生士の業務の多様化をもたらした。この背景には、口腔保健やQOLの向上に対する国民の関心が高まったことが考えられる。

このような社会のニーズに応えるために、歯科衛生士には、全身疾患に対する知識の習得、高齢者や障害者の介護技術の習得とともに信頼関係を樹立するためのコミュニケーションやカウンセリング能力などが必要不可欠となり、加えて高齢者への対応に当たっての豊かな人間性が望まれるようになった。その結果、新しい授業科目の導入や教養科目の充実へ向けて、歯科衛生士教育の見直しが行われ修業年限3年が議論されるようになったのである。

### 2) 3年制の意義

歯医者さんによる看護婦さん－これが今なお根強い歯科衛生士に対する国民のイメージである。

多くの医療職の中で歯科衛生士と歯科技工士だけが指定規則によって修業年限2年以上と定められているが、他のほとんどの医療職は3年以上である。これが歯科衛生士という職業の理解が国民の間に浸透していない一つの要因になっている。

口腔介護や地域保健医療サービスの要望が高まっている今日、歯科衛生士が現場において隣接職種と対等に連携して職務を遂行していくためには、資質の向上はいうまでもなく歯科衛生士は他職種と同等に社会的に認知される必要がある。そのためにも3年以上の教育期間は最低限必要である。より資質の優れた歯科衛生士を世に送り出すことは国民の声に応える歯科衛生士教育に課せられた責務である。

## 4. 修業年限延長をめぐる諸問題

### 1) 3年制化を阻むもの

前述の検討会の意見書を機に全国の歯科衛生士学校養成所で3年制化の議論が沸騰した。しかし、全国135校の歯科衛生士養成校は、国・公・私立をはじめ、厚生労働省所轄、文部科学省所轄あるいは専門学校と短期大学というように経営母体や設立母体等が多様なため議論に温度差が生じた。表1はこの結果を裏付けているように思われる。

また、当然3年制化を推進すべき日本歯科医師会の足並みが乱れ世に醜態を露呈してしまった。これが厚生省から日本歯科医師会に打診された「歯科衛生士学校養成所指定規則」の一部改正案（歯科衛生士養成課程については現行の2年の修業年限を5年間程度の経過措置を経て3年以上に改正する。）をめぐる凍結問題である<sup>8~12)</sup>。凍結の経緯について述べるのは差し控えるが、一部の地区の歯科医師会が改正案に不満の要望書を日本歯科医師会長（中原爽会長）宛提出している<sup>13)</sup>。不満の内容について概観したところ、国民不在、歯科衛生士不在の議論に終始しているように思えてならない。歯科医師会はコ・ワーカである歯科衛生士や歯科技工士の社会的地位が向上することによって、自らの地位も浮上することを肝に銘すべきである。

## 2) 指定規則一部改正（案）のその後

日本歯科医師会と厚生労働省との折衝の結果、残念ながら改正の方向へは向かわず、以下のようなところに落ち着いた<sup>14)</sup>。「……歯科衛生士養成年限は現行指定規則の2年以上の中で各養成所が判断し、3年制に移行できるところは移行していくこと、必要な国庫補助の充実に向けて本会も努力していくこと、さらに将来は歯科衛生士の教員を養成できる4年制大学の設立も視野に入れて検討を行うことを決定した……」ここで3年制への指定規則の改正は見送られ、歯科界は千載一遇のチャンスを逸したのである。これは国民に対し大変申し訳ないことである。

## 3) 2年制校と3年制校混在の弊害

前述の「歯科衛生士学校養成所指定規則」の一部改正案が認められないかぎり、2年制校と3年制校が混在することになる。これは国家試験資格取得の年限や学費をめぐっていずれを選択するか受験生や保護者に混乱を招くことになろう。また、教育内容の違いは看護師における正看、准看のように歯科衛生士の間に差別を生み出すことになり、雇用側に対する影響も大きいだろう。いずれにしても歯科衛生士の社会的地位の向上にはつながっていないことは確かである。

このような状況は容易に予想されるが、日本歯科医師会、日本歯科衛生士会、厚生労働省あるいは関連団体はどのような対応策ないし将来構想を抱いているのか全く聞こえてこない。

## 4) 3年制カリキュラムについて

修業年限延長の要因の一つは2年制の教育課程の過密スケジュールである。前述した検討会作業委員会の指定規則では3年間の授業時間数を2570時間以上と提案されているが、全国の歯科衛生士養成所の授業時間

数は指定規則（2年制）1965時間をすでに平均300時間以上も超過しており、合計3000時間を越えている歯科衛生士養成校も多い。我が明倫短大もその一つである。これは、夏季、冬季休暇の縮小や土曜授業の開講を余儀なくし、ゆとりある教育にはほど遠い。このことは3年制カリキュラムを2年に凝縮して行っていることを意味する。

したがって、夏季、冬季休暇を組み入れ、完全5日制を導入した場合、従来の授業時間だけで3年制の時間帯が埋められてしまい、ゆとりある教育、単位制の導入が困難となり、3年制の意味が失われることになる。ましてホームヘルパーなどの資格を取らせるためにはなおさらである。

カリキュラムの作成にあたっては、各養成校がそれぞれの教育理念に則った歯科衛生士像を目標に、講義実習等の順序性を配慮しながら教育効果の上がる授業時間割を考える姿勢を忘れてはならない。しかし、制約された時間数の中で、これを実現することは現実には極めて困難であり、4年制大学が唯一の解決策である。前述した日本歯科医師会と厚生労働省の折衝のなかで「……4年制大学の設立も視野に入れて……」のくだりはまさに卓見といえよう。

## 5) 宮城高等歯科衛生士学院の快挙

このような状況の中で、歯科医師会立の宮城高等歯科衛生士学院（吉田直人学院長）は全国に先駆け平成13年に3年制に踏み切るという快挙を成し遂げた。歯科衛生士教育に携わる者にとってこれほど勇気づけられた朗報はない。同学院は、現在、全国の歯科衛生士学校の中心となって3年制化に向けて活動している。同学院に続いて平成14年現在で4校の養成校が3年制に移行した。平成17年には18校を超える歯科衛生士養成校が移行予定である（表1）。

## 5. 歯科衛生士教育はどうあるべきか

### 1) 望まれる歯科衛生士の将来像

将来の歯科衛生士に求められる資質として、豊かな人間性、専門知識と実践能力、研究能力と指導力および国際性などが挙げられる。内容について具体的に述べると以下のようになろう。

人間性：①豊かな教養を身に付け、優しさや思いやりがあり、気配りができる、患者の痛み、悩みや苦しみが理解できる。②コミュニケーション能力、すなわち、相手の年齢やレベルに応じて会話ができる。③カウンセリング能力、すなわち、医療人として共感をわきまえ冷静な判断力を有する。④礼儀正しさ、すなわ

ち、挨拶、言葉づかい、非言語的行動が正しく自然にできる。⑤TPOの心得、特に守秘義務をわきまえて行動できる。

専門知識および実践能力：①高度な専門知識（歯科予防処置、歯科保健指導、歯科診療補助、口腔介護）を備え、新しい医療技術に対応できる。②実践能力を有し、機敏に行動できる。③思考力に優れ、応用力に秀でている。

研究能力と指導力：④研究活動を通して歯科衛生士学（仮称）の発展および学生の育成に寄与しうる能力を有する。

国際性：①語学能力を有する。②国際学会で発表ができる。③国際交流ができる。

以上の資質を備えた歯科衛生士の養成は、3年制では難しく4年制大学・大学院（修士・博士課程）に発展させる必要がある。

## 2) 3年制の教育目標とカリキュラム

3年制移行にあたり、教育目標の設定はそれぞれの養成校が世に送り出す歯科衛生士像を確立しておかねばならない。それには設立理念に基づいて前章で述べた将来像の中から独自の項目を選択して教育目標を設定し、その養成校が特色やカラーをだせばよい。

カリキュラムは、教育目標に向かって学生にとって教育効果があがるように授業科目の順序性を配慮しながら編成しなければならず、時間帯の空欄を機械的に埋めることはしてはならない。しかし、非常勤講師に依存度の高い現状では企画通りにはいかない。既に3年制に移行している学校のカリキュラムをみても、過密スケジュールは解消されていないし、ましてや完全単位制の導入にはほど遠い。多くの制約の中でそれぞれの養成校が衆知を結集して現実に対応していくほかにないであろう。

このように考えると、3年制になったとしても極めて中途半端な教育体制は依然として存続することになる。したがって、筆者は3年制は4年制大学へ向けての一つのステップと捉えている。実際に歯科衛生士学校の四大化構想が、東京医科歯科大学や広島大学で検討されていると聞く。

## 3) 4年制大学へ—「士」から「師」へ

4年制大学そして大学院設置を実現するためには、「歯科衛生士学」ないしは「口腔保健学」など名称はともかく学問の体系化を図らなければならない。

現在、歯科衛生士は、歯科予防処置、歯科保健指導、歯科診療補助、口腔介護の4分野で活躍している。この分野を4本柱とした学問の体系化が考えられよう。

四大化には、法改正などを含め多くの難題が山積しているが、これに臆せず乗り越えていかなければ、歯科衛生士の将来はない。今こそ、イノベーション（自己革新）が必要である。

四大化は、「士」から「師」への転換であり、歯科衛生士の歯科衛生士による歯科衛生士のための教育体制を確立し、歯科衛生士の自立を意味するのである。

## 6. 世界の歯科衛生士の動向

筆者は2001年8月、オーストラリアのシドニーで開催された歯科衛生士国際シンポジウムに参加したが、そこでは各国間の単位の互換が大きく取りあげられていた。後日、オランダのアムステルダム歯科衛生士学校から単位互換の可能性について問い合わせの手紙が届き、そこには欧米各国の提供しうる互換プログラムが詳細に示されていた。残念ながら本学では提供できるようなプログラムの準備はされていない。

世界はグローバル・スタンダードの時代に突入しているのであり、筆者が歯科衛生士の資質の一つとして、国際性を加えたのは、このような背景からである。プログラムを提供されるだけでなく、提供するだけの実力をつけたいものである。

## 7. おわりに

前述したように3年制化のチャンスを逸したことは、理由の如何を問わず国民の口腔保健を担う歯科医師の了見の狭さ、歯科衛生士の怠慢を示すものと言える。

国民の信頼を回復するためには、歯科衛生士一人ひとりが時代の潮流を認識して、自己革新—イノベートしなければならない。

最後に、イノベーションとは、自らの存続を賭けた、必死の努力であることを付記して筆を置く。

## 参考文献

- 1) 日本歯科評論編集部：歯科衛生士の資質の向上に関する検討会 意見書、日本歯科評論、681：180～184、1999
- 2) 読売新聞大阪本社編：潰れる大学、潰れない大学、p 46～50、中央公論新社、東京、2002
- 3) 浅井康宏：「歯科衛生士 教育に関する現状調査」報告書、全国歯科衛生士教育協議会、2002
- 4) 厚生省医務局編：医制百年史、p 427～429、株式会社ぎょうせい、東京、1976
- 5) 厚生省医務局編：医制百年史、p 602、株式会社ぎょうせい、東京、1976
- 6) 楠原悠紀田郎：歯科衛生士史記、p 203～207、医歯薬出版株式会社、東京、1997
- 7) 可児徳子：今後の歯科衛生士に対する養成方策に関する総

- 合的研究、平成11・12年厚生科学研究（医療技術評価総合研究事業）研究報告、2001（平成13）年4月
- 8) 日本歯科医師会長中原爽氏から都道府県歯科医師会長宛書簡：厚生省「歯科衛生士の資質の向上に関する検討委員会」意見書の送付について、日齒発第283号（地域保健課扱い）、平成11年6月10日
- 9) 日本歯科医師会会长中原爽氏から都道府県歯科医師会長宛書簡：歯科衛生士学校養成所指定規則の改正について、日齒発第677号（地域保健課扱い）、平成11年9月22日
- 10) 日本歯科医師会会长中原爽氏から厚生大臣丹羽雄哉氏宛書簡：「歯科衛生士学校養成所指定規則」の一部改正に関する施行日の凍結解除のお願いについて、日齒発第1334号（地域保健課扱い）、平成12年3月30日
- 11) 日本歯科医師会から照会のあった歯科衛生士修業年限延長に関するアンケート調査結果に対する見解、（平成12年7月12日、厚生省健康政策局歯科保健課）発第1334号（地域保健課扱い）、平成12年3月30日
- 12) 厚生省健康政策局長伊藤雅治氏から日本歯科医師会長臼田貞夫氏宛書簡、平成12年8月9日
- 13) 日本歯科医師会会长臼田貞夫氏から歯科衛生士学校・学院長宛書簡：「歯科衛生士学校養成所指定規則」の一部改正に関するアンケート調査の集計結果と御礼について、日齒発第1003号（地域保健課扱い）、p 79～82、平成12年11月10日
- 14) 日本歯科医師会会长臼田貞夫氏から都道府県歯科医師会長宛書簡：歯科衛生士養成所の修業年限延長（3年制）に関する今後の方針について、日齒発第1442号（地域保健課扱い）、平成13年2月28日